

平成30年10月4日

第3回いの町水道事業経営審議会 資料②

(2) 答申書の作成にむけて

「答申」について

答申とは、諮問機関が、諮問を受けた事項について行政官庁に意見を具申すること。

1. 審議事項

審議した事項について記載します。

2. 付帯意見

主となる事項に付け加えることで、答申に付帯する意見を記載します。

3. 付属資料

①審議会委員名簿、②開催経過、③諮問書、その他関連する資料を添付します。